

社会福祉法人やすらぎ福祉会理事及び監事並びに評議員に  
対する報酬等の支給基準

平成29年6月29日  
社会福祉法人やすらぎ福祉会

(目的)

第1条 社会福祉法人やすらぎ福祉会(以下「法人」という。)理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の支給基準は、この支給基準によるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、社会福祉法人やすらぎ福祉会旅費規程に準拠するものとする。

3 交通費は、タクシーチケットにより支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。